

健康松戸 21 応援団実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の健康づくりを応援する企業、団体等が健康松戸 21 応援団（以下「応援団」という。）として、入団する一連の手続き及び活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援団の定義)

第 2 条 この要綱において「応援団」とは、健康増進計画（以下、計画という。）の理念を共有し、松戸市（以下、「市」という。）と一体となって市民の健康づくりを応援する企業、団体等のことをいう。

(応援団の創設目的)

第 3 条 市は、計画を推進する体制を強化するために応援団を創設する。

(応援団の役割)

第 4 条 応援団は、企業、団体等がそれぞれ日々の活動や営業内容をもって、市民の健康づくりに寄与することを役割とする。

(応援団の入団申し込み)

第 5 条 応援団に入団しようとするものは、「健康松戸 21 応援団」入団申込書兼変更届（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(応援団の入団決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し入団の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、入団の決定をした企業、団体等に対し健康松戸 21 応援団証（第 2 号様式）及び、その他市長が必要と認めるものを交付するものとする。

3 応援団の入団基準は、別に定める。

(入団の不許可及び取り消し)

第 7 条 市長は、入団の審査にあたり申込みをした団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、入団を不許可とすることができる。また、入団した応援団が、その活動において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、入団を取り消すことができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 第 6 条第 3 項に規定する入団基準を満たさないと認められる場合
- (3) 入団申込み時に提出された届出事項に、虚偽の記載があると認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、及び宗教に基づいた活動等を行った場合

(5) 前各号に掲げるものの他、応援団として適当でないとする事由があると認められる場合

(入団申込み届出事項の変更)

第8条 応援団は、入団届出事項に変更が生じた場合は速やかに「健康松戸 21 応援団」入団申込書兼変更届（第1号様式）により、変更後の内容を再度市長に届け出るものとする。

(応援団の退団)

第9条 応援団が退団しようとするときは「健康松戸 21 応援団」退団届（第3号様式）を市長に届け出るものとする。

2 市は、応援団の解散・閉店等が認められるが、応援団と連絡が取れない、または、応援団から退団届を届け出る事が困難であると申し出がある等の場合は、退団届の提出がなくとも退団とみなすものとする。

(応援団の周知)

第10条 市は、応援団の活動や営業内容等を広く市民に周知するために松戸市ホームページ等に掲載するものとする。

(健康松戸 21 応援団長)

第11条 健康松戸21応援団長は、市長をもってあてる。

(活動の報告)

第12条 市長は、応援団に対し活動内容等必要に応じて報告を求めることができる。

(庶務)

第13条 応援団に係る庶務は、松戸市健康福祉部健康推進課が行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか応援団に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

健康松戸 21 応援団入団基準

1、必須条件

- (1) 健康増進計画の推進及び応援団実施要綱第3条の創設目的に賛同していること
- (2) 第4条の役割を果たす意思があること
- (3) 医療関係団体（松戸市医師会・松戸歯科医師会・松戸市薬剤師会）については、各団体に所属していること
- (4) 飲食店については、千葉県の「健康ちば協力店」に登録していること
- (5) 市が行う健康づくりに関する事業等のちらしの設置や配付またはポスターの掲示が可能であること
- (6) 所属員や市民を対象に健診・がん検診の受診勧奨を行うこと

2、選択条件

以下の(1)と(2)の項目各々「1つ」以上に該当すること

なお、⑨こころの健康づくりは、単独での該当は不可であり、①～⑧で1つ以上の該当がある場合のみ選択可

(1) 健康松戸 21Ⅲ計画における取組の分野（参考例は別紙2）

- ①がん検診
- ②健康診断・保健指導
- ③喫煙
- ④休養
- ⑤身体活動・運動・ロコモティブシンドロームの予防
- ⑥栄養・食生活
- ⑦飲酒
- ⑧歯・口腔の健康
(上記①～⑧の1つ以上該当で選択可能)
- ⑨こころの健康づくり

(2)

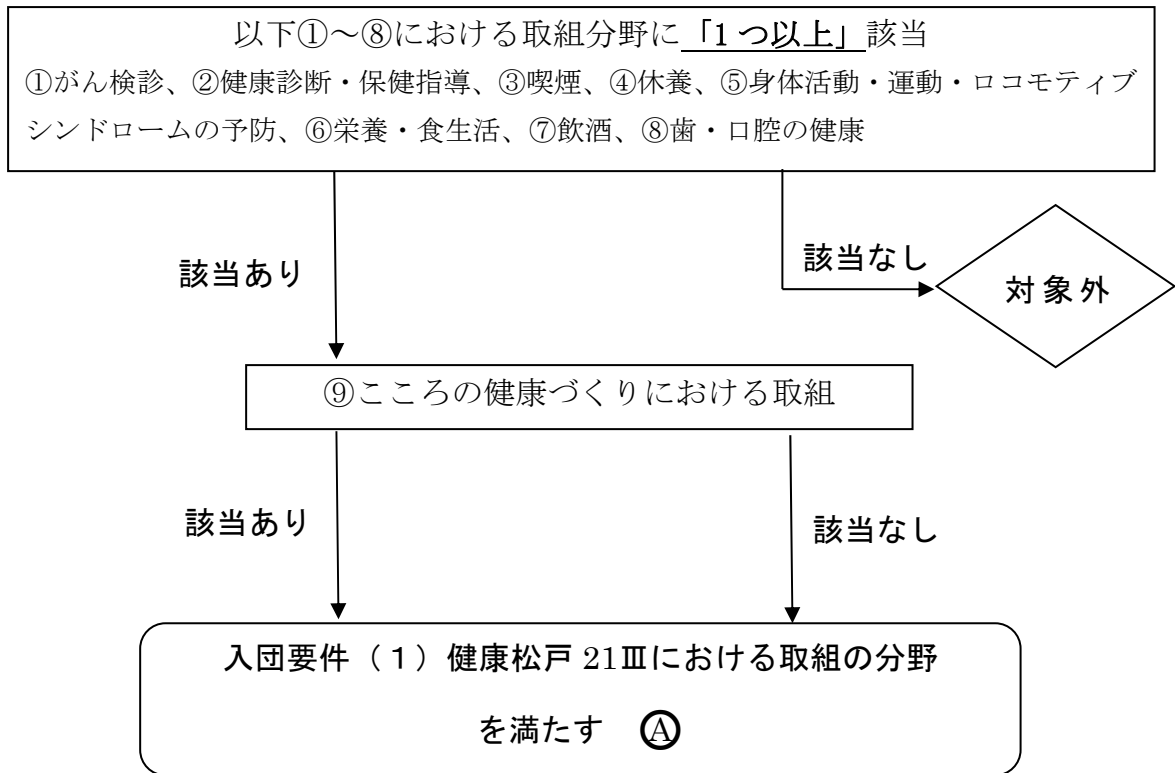
- ①まつど健康マイレージのマイルを付与できる事業・イベント（講座・教室等）を開催
- ②松戸市のパートナー講座を利用
- ③健康推進課が開催するイベントに参加
- ④まつど健康マイレージへの協賛品の提供

健康松戸 21Ⅲ計画における取組の分野における活動参考例

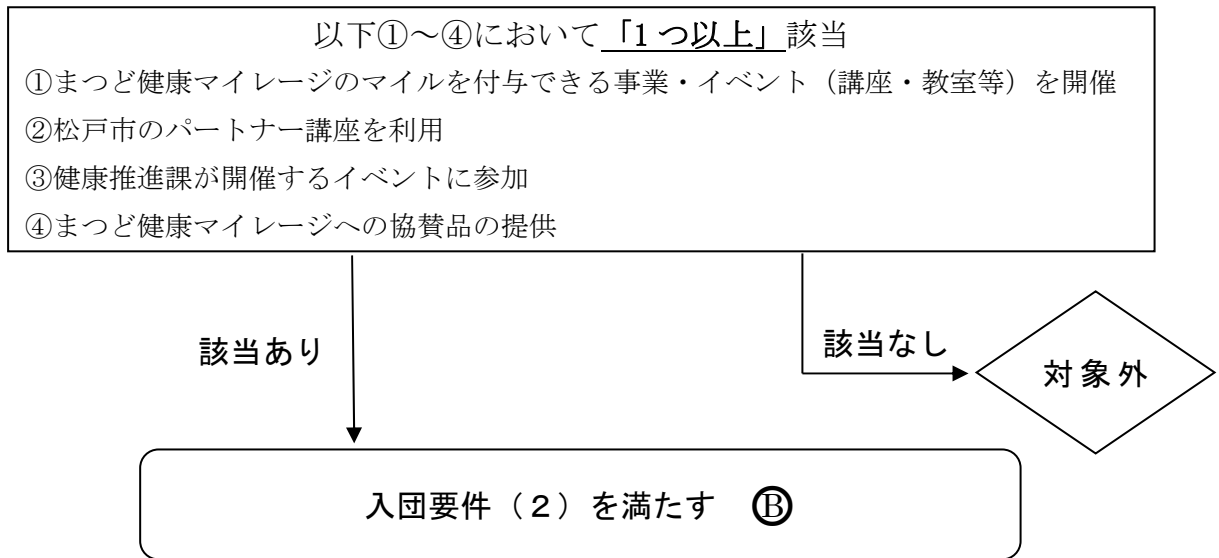
分野	応援活動参考例
がん検診	①市民や従業員等を対象にがん検診の受診勧奨等を行っている。 ②市民や従業員等を対象にがんに関する健康教育・保健指導等を行っている。
健康診断・保健指導	①市民や従業員等を対象に健康診断の受診勧奨や保健指導等を行っている。 ②市民や従業員等を対象に、健康相談窓口や相談できる場がある。
喫煙	①喫煙者の禁煙支援を推進している。 ②受動喫煙の防止を推進している。 ③市民や従業員等を対象に COPD（慢性閉塞性肺疾患）についての周知をしている。 ④未成年の喫煙防止のための普及啓発活動を行っている。 ⑤市民や従業員等が利用できる禁煙に関する相談窓口や相談する場がある。
休養	①市民や従業員等を対象に休養・睡眠の大切さを知るための情報提供を行っている。 ②従業員等を対象にワークライフバランスの周知啓発を行っている。
身体活動・運動・ロコモティブシンドロームの予防	①市民や従業員等を対象に運動による健康づくりに関する情報提供を行っている。 ②市民や従業員等を対象に運動を習慣化するための教室や仕組みづくり（運動施設を地域へ解放する等）を行っている。 ③市民や従業員等を対象にロコモティブシンドロームの予防啓発を行っている。
栄養・食生活	①市民や従業員等を対象に栄養やその他の食に関する情報提供を行っている。 ②市民や従業員等を対象に「朝食をきちんと食べる」「バランスのよい食事をする」ことの大切さについての研修会・講習会・情報提供等を行っている。
飲酒	①未成年の飲酒防止の普及啓発を行っている。 ②市民や従業員等を対象に適正飲酒についての知識の普及啓発を行っている。 ③市民や従業員等を対象に飲酒が心身に与える影響について、健康教育や情報提供を行っている。
歯・口腔の健康	①市民や従業員等を対象に歯科健診の受診勧奨を行っている。 ②市民や従業員等を対象に歯の健康づくりに関する情報提供や健康教育・保健指導等を行っている。 ③市民や従業員等を対象に歯周病予防対策についての普及啓発を行っている。
こころの健康づくり	①市民や従業員等を対象にこころの健康づくりに関する情報提供及び相談を行っている。 ②市民や従業員等を対象に相談機関やストレス解消法についての普及啓発を行っている。 ③市民や従業員等を対象に地域でのふれあいの大切さ・地域社会への参加促進を行っている

応援団入団基準 2、選択条件におけるフローチャート

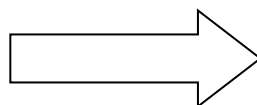
(1)



(2)

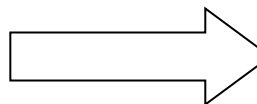


上記㉠、㉡を共に満たす



応援団入団

上記㉠、㉡いずれか、または
両方を満たさない



対象外